

令和5年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和5年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年11月14日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（29名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（0名）

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠  
主事 土田智世  
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第42号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について  
議第43号 農用地利用集積計画について  
議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について  
議第45号 令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

8 開 会

---

**開 会**  
(午前9時00分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和5年11月の酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長  
(挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。  
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。  
本日の欠席委員はございません。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、20番、佐藤耕造委員、21番、兼山宏勝委員の両名にお願いいたします。

---

**◎報告事項**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。  
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について24件、2、農地法第5条届出書の受理について3件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4、解約1件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について7件、以上、39件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ほかにないようですので、それでは、これで報告事項を終わります。

## ◎議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

### ○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

### ○村岡事務局長

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、9件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

### ○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、15ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田46番、47番、48番は関連になり、同じ受け人になります。

なお、受け人は佐藤良委員となりますので、議事参与の制限の案件となります。

酒田46番が十里塚の畑1筆、47番も十里塚の畑1筆、48番は十里塚の畑6筆となります。3件とも相手方の要望、所有権移転となります。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格です。

酒田46番、31万3,200円で、総額30万円になります。

酒田47番、24万9,800円で、総額75万円となります。

酒田48番、33万1,100円で、総額100万円となります。

続きまして、酒田49番、新青渡の畑、合計6筆、その他使用貸借権の設定です。こちらは再設定となります。

続きまして、酒田50番、広野の田1筆、その他貸借権の設定です。10アール当たり1万円の賃借料となります。こちらは、農地が市街化区域の農地のために3条案件となっております。

次に八幡地区お願いします。

### ○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区3件あります。

八幡の5番、芹田の田2筆について、売買による所有権移転になります。別紙資料をご覧くださいと、10アール当たり16万8,500円で、総額50万になります。

八幡6番、下黒川の田1筆について、贈与による所有権移転になります。所有者の強い意向もありまして贈与となりました。

八幡の7番、草津の畑1筆について、売買による所有権移転になります。資料をご覧くださいと、10アール当たり19万9,600円で、総額10万円になります。

八幡は以上になります。

### ○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田5番です。飛鳥の畑1筆、所有権移転です。申請事由はその他となりますが、昭和49年8月に売買契約を締結しているものになります。その契約時の売買代金は総額148万7,000円、別添資料の10アール当たりの売買価格になりますが、割り返すと308万5,000円です。売買契約締結後の昭和50年より、家庭菜園として現在まで50年近く野菜を中心に耕作し続けているものですが、新規就農扱いとなりますので、別添資料5ページより、就農エントリーシートを提出していただいておりますのでご覧ください。別添資料7ページには、許可の判断基準である農地利用についての確

認書の提出もあり、許可基準に該当するものと考えます。  
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

11月6日に、第2班による農地調査委員会を行っております。

議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

5番、吉高祐二郎委員、17番、佐藤良委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

5番、吉高祐二郎委員、17番、佐藤良委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

5番、吉高祐二郎委員、17番、佐藤良委員に関連する議案書15ページ、酒田46番、47番、48番、16ページ、八幡6番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田46番、47番、48番、八幡6番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田46番、47番、48番、八幡6番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。

ここで、5番、吉高祐二郎委員、17番、佐藤良委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○五十嵐直太郎 議長  
再開いたします。  
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。  
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。  
何かご質問ございませんか。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第41号、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

---

#### ◎議第42号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

○五十嵐直太郎 議長  
続きまして、議第42号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長  
議第42号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、1件の承認申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長  
説明いたします。  
酒田2番、漆曾根の畑2筆、171平米になります。計画変更ということで、今回が2回目の計画変更となります。農地法第5号許可が令和元年7月12日に、住宅、庭敷地で許可になりました。そして、令和2年10月13日に1回目の変更申請がありまして、資材置場敷地に申請事由の変更ということで承認されております。今回が2回目の計画変更で、最初の許可の住宅、庭敷地を実行したいということでの計画変更ということになっております。  
別紙資料の2ページ、3ページをご覧ください。  
場所が、北平田地区の漆曾根地区の北側に位置しております。案内図をご覧くださいと、集落の中を走る県道の東側で、工務店を営んでいる申請者の住宅と作業場の裏側、方角でいいますと、北側に増築並びに庭敷地にするという計画変更でございます。  
4ページをご覧ください。  
今回が2回目の計画変更ということで、始末書の提出をいただいております、今回は確実に実行することを確認しております。  
それでは、スライドを準備しておりますので、ご覧ください。  
(スライドを映写)  
スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員  
16番、飯塚です。  
議題42号 農地法第5条の規定による計画変更について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、承認することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長  
質疑に入る前ではございますが、5条許可の計画変更の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。  
酒田2番の現地報告を20番、佐藤耕造委員より報告願います。
- 20番 佐藤耕造委員  
20番、佐藤です。  
10月31日に、事務局2人と3人で現地を見てまいりました。資材置場として、若干の間ですけれども解体資材などを置いたりして使っていましたが、住宅の増築をしたいとお話がありました。周辺の農地への影響もなく、今回は確実に実行される確認もいっていますので問題ないかと思っております。  
以上です。
- 五十嵐直太郎 議長  
ご苦労さまでした。  
これより質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。  
ご質問ございませんか。  
(発言する者なし)
- 五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議題42号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、承諾することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、議題42号については承認決定といたします。

---

### ◎議題43号 農用地利用集積計画について

- 五十嵐直太郎 議長  
続きまして、議題43号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。
- 村岡事務局長  
議題43号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定19件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。
- 安倍農地係長  
それでは、農用地利用集積計画について、19ページをご覧ください。  
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員から、あらかじめ確認しております。  
それでは、1、一般事業の所有権移転です。  
八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

所有権の移転、八幡1件になります。

泥沢地区の畑1筆について、10アール当たり16万1,351円、総額300万円での売買になります。

場所は、鳥海南麓の泥沢団地の一角にありまして、大沢地区と日向地区の間の山のほぼ頭頂部になります。所有者〇〇は、昨年宮城県に住所を移転しておりまして、橋本の〇〇が耕作するということで、売買の契約がまとまったものです。

所有権移転については以上になります。

○安倍農地係長

続きまして、一般事業の利用権の設定です。

中平田15番、1万円の10年の更新です。

中平田16番、17番、関連で、同じ借受人になります。

ともに1万円の5年の更新となります。

酒田4番、1万円の10年の新規設定です。

広野24番、1万1,000円の10年の更新です。

広野25番、26番、27番、28番が関連で、同じ借受人になります。4件とも1万円の10年の更新になります。

続きまして、浜中8番、3,000円の3年の新規設定です。こちら借受人が新規就農で、別紙資料の8ページ、9ページご覧ください。

就農エントリーシート、農地利用計画シートをご記入いただいております。宮野浦の〇〇で、41歳です。建設業を営んでいる方で、建設業をしながら農業に取り組むということで、今回、借受けする農地を利用しまして、サツマイモの栽培予定です。資金確保で、補助金申請の予定があるということで、農政課に相談に行っています。農機具は、軽トラックとトラクターがあるということでございます。

9ページ、就農理由は、農業を基に福祉施設の経営を将来的にしていく計画があるということで、そのために経営の安定、拡大をしながら、法人化も視野に入れながら計画していきたいということでございます。

労働力につきましては、ご本人と妻と親戚の3人で、営農指導はJAから指導をいただきながら取り組む計画でございます。

10ページをご覧ください。

農地利用についての確認書で、農地利用について確認していただき、署名をいただいております。次に、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡4件になります。

八幡46番、塚渕の田1筆について、1万円で10年間になります。

八幡47番、48番、関連になります。

47番の貸付人の離農に伴いまして、委託していた48番の農地について、一括して〇〇に委託をするということです。47、48とも1万円、10年間になります。

47番の一番上の観音寺字高田23の2、雑種地については、元は電力の鉄塔跡地なのですが、現在は整地されて、田の一部で、現況、田です。

次のページ、八幡49番、貸付人の離農でございまして、新規契約になります。

福山の田9筆について、1万円で10年間になります。

八幡は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田54番、こちらはソバの作付をしている場所になります。賃借料5,000円で10年の新規です。平田55番です。こちらは8,000円、受け手の希望により7年です。更新です。平田56番、こちらは、先ほど18条6項で解約ありました他契約と終期を合わせるという筆が1筆入っております。賃借料8,000円、10年の更新です。続きまして、平田57番、こちらは1万円、5年の更新です。平田58番、1万円、10年の更新です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員  
16番、飯塚です。  
議第43号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であることを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長  
これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。  
何かご質問ございませんか。  
(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
議第43号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、議第43号については計画決定といたします。

---

#### ◎議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について

○五十嵐直太郎 議長  
続きまして、議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長  
議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。詳細について担当が説明いたします。

○安倍農地係長  
それでは、説明いたします。  
令和5年4月に基盤法が改正され、集積事業が中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、令和7年3月の2年間の地域計画が策定・公告されるまでの間は、経過措置として従来の集積計画での手続が可能で、中間管理事業についても一括方式での集積計画が可能となっております。  
別紙資料の11ページのフロー図をご覧ください。  
酒田市ではまだ地域計画ができておりませんので、新規・再契約については、先ほど説明しました

経過措置で一括方式による集積計画での手続になります。受け手変更の移転については、一度既存契約を解約した後、一括方式で手続するか、または、促進計画による移転の手続をするかのどちらかとなります。

今回の案件は、一度既存契約を解約した後、一括方式で手続する方法では、利用者の手続の負担が大きくなることから、促進計画での移転を進めるため、促進計画の策定には、農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続が必要になり、今回、要請してよいかをご審議していただくものです。

内容をご説明いたします。

議案書の26ページから28ページをご覧ください。こちらが受け手変更のための移転で、11件103筆となります。移転の理由として主なものが経営移譲のためとなります。

次に、29ページをご覧ください。

こちらの1件2筆になりますが、所有者不明農地の貸し借り案件となります。所有者不明農地の貸し借りには、所有者の探索や県知事裁定などの手続を経て、中間管理機構を通して貸し借りすることが可能ですが、移転の案件と同様に促進計画での手続となります。農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続が必要になります。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、要請することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長 それでは、質疑に入ります。

何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時37分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

ただいま事務局で説明したことについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

なければ、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第44号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、要請することといたします。

---

## ◎議第45号 令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第45号 令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第45号 令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和6年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものでございます。  
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、30ページをご覧ください。  
令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について説明いたしますが、さきの協議会において詳細を説明しておりますので、割愛させていただきます。  
なお、参考農作業賃金につきましては、最低賃金の改定に合わせて、昨年度に比べて全て40円ずつ単価が上がっております。また、参考農作業料金につきましても、資材費や燃料費などの近況の市場価格での再計算によりまして、作溝とあぜ塗り作業以外の料金が上がっているところでございます。詳細は表をご覧ください。  
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。  
皆さんからご質問、ご意見のある方、頂戴したいと思います。  
何かございませんか。  
質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第45号 令和6年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第45号については決定といたします。

---

### ◎閉会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年11月定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会